

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成17年12月22日

【中間会計期間】 第18期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 株式会社トラスト

【英訳名】 TRUST CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼管理部長 高森 弘

【本店の所在の場所】 愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号

【電話番号】 052(219)9024(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部 財務課 村澤 快津

【最寄りの連絡場所】 愛知県名古屋市中区錦三丁目10番32号

【電話番号】 052(219)9058

【事務連絡者氏名】 管理部 財務課 村澤 快津

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期中	第17期中	第18期中	第16期	第17期
会計期間	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日
売上高 (千円)			2,948,232	3,453,767	5,376,306
経常利益 (千円)			378,133	470,313	600,780
中間(当期)純利益 (千円)			189,619	285,008	343,140
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)			1,341,500	10,000	1,341,500
発行済株式総数 (株)			280,000	50,000	56,000
純資産額 (千円)			3,272,721	917,257	3,238,177
総資産額 (千円)			4,311,601	1,805,479	4,261,616
1株当たり純資産額 (円)			11,762.73	18,324.84	57,806.47
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)			678.71	5,679.86	6,535.35
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益 (円)			674.07		6,486.29
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)			100	600	1,000
自己資本比率 (%)			75.9	50.8	75.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)			93,287	461,403	426,048
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)			20,866	42,797	39,812
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)			153,686	30,000	1,976,675
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)			3,043,687	946,644	3,310,369
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (名)			52 (3)	37 (3)	44 (1)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

3 当社は、第18期中間会計期間が半期報告書の提出初年度であり、当該中間会計期間より証券取引法第193条の2の規定に基づく中間監査を受けているため、それ以前については記載しておりません。

4 第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、ストックオプションに係る新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていないため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

- 5 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がありませんので、該当事項はありません。
- 6 当社は平成16年11月10日付で、株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場し、有償一般募集による新株発行を行っております。これにより資本金は841,500千円増加し、1,341,500千円となり、発行済株式数は6,000株増加し、56,000株となっております。なお、平成16年6月24日開催の第16期定時株主総会で決議されました利益処分で、配当可能利益を資本組入ることにより資本金が490,000千円増加しております。
- 7 平成17年3月期の1株当たり配当額1,000円には、上場記念配当400円を含んでおります。
- 8 当社は平成17年5月20日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成17年9月30日現在

従業員数(名)	52(3)
---------	-------

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2 従業員数欄の(外書)は、当中間会計期間における臨時従業員の平均雇入人員（1日8時間換算）であります。
3 従業員数が当中間会計期間において8名増加しておりますが、これは事業規模の拡大に伴う人員増強によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係については良好であります。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間における世界経済は、自然災害、原油価格の高騰が続くなか、個人消費及び設備投資等の好調な内需に支えられた米国がけん引役となり堅調に回復、拡大いたしました。国内経済におきましても大規模なイベント開催等での個人消費や企業による設備投資の継続的な拡大により景気は緩やかに回復しているものと思われまます。このような状況のもと、当社は、アフリカ地域での現地販売拠点の設立準備に伴い、同地域での販売力の分散がありました。このような状況のもと、当社は、アフリカ地域での現地販売拠点の設立準備に伴い、同地域での販売力の分散がありましたが、主力販売地域を中心にWebサイトでの販売による売上を伸ばすと同時に現地での販売プロモーション活動、広告宣伝活動を積極的に行いました。また、チャーター船による輸送を行うことにより商品の提供の迅速化に努めました。一方、原油価格の高騰を背景としたコンテナ船の車両輸送費の上昇が続いたため、輸送費の販売価格への転嫁等を行い販売価格の見直しを行いました。社内組織につきましては、更なる成長及び激化する市場環境に対して、従業員を増員するとともに経営陣の刷新を図り中期戦略を変更いたしました。

売上高

当中間会計期間の売上高は、2,948百万円となりました。輸出先別売上高の内容は以下のとおりであります。

(アフリカ)

アフリカ地域における当中間会計期間の売上高は、西アフリカ地域の一部に一時的な輸送時期の遅延がありました。また、現地販売拠点の設立準備に伴い、営業人員の同地域に対する販売力が分散し、売上に対する影響がでました。輸送費につきましては、原油高の影響を受けやすいコンテナ船の利用がほとんどなく、売上に対する影響は僅少となりました。国別ではザンビア、ケニア及びタンザニア等の東アフリカ地域への販売が堅調に推移したことにより1,584百万円となりました。

(中南米)

中南米地域における当中間会計期間の売上高は、アフリカ地域と比べ船舶の確保が難しい状況となり、輸送費の増加が見られたもののカリブ海地域での旺盛な需要に支えられ、また、バハマ国及びバルバドス等への売上が増加したことにより662百万円となりました。

(オセアニア)

オセアニア地域における当中間会計期間の売上高は、輸入の状況が頭打ちの状態であるニュージーランドへの販売戦略の変更を行ったため、同国に対する売上が減少いたしました。その他のオセアニア地域の国々への売上は、船舶スペースの確保及び輸送費の安定した状況に加え、雑誌等の広告宣伝活動により好調に推移し471百万円となりました。

（アジア）

アジア地域における当中間会計期間の売上高は、同地域における中古自動車輸出業界への規制が厳しくなる環境下、当社はロシア極東地域への販売を中心に売上が推移したことにより34百万円となりました。

（ヨーロッパ）

ヨーロッパ地域における当中間会計期間の売上高は、グルジアでの販売促進活動等により東欧地域を中心に売上を伸ばしたことにより148百万円となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費

売上原価は2,152百万円となりました。これは主に売上高の増加に伴うもののほか、原油価格の高騰による輸送費の上昇によるものであります。

販売費及び一般管理費は426百万円となりました。これは主に人員採用に係る人件費の増加及び横浜港での車両保管に係る支払地代家賃の増加によるものであります。

営業利益

以上により営業利益は、369百万円となりました。

営業外収益（費用）

営業外収益は、21百万円となりました。また、営業外費用は、12百万円となりました。これらは主に前受金整理収入及び株券作成に係る費用、在庫車両38台に対する車両商品評価損によるものであります。

特別損失

特別損失は、51百万円となりました。これは主にアフリカ地域での事業戦略の変更に伴い、現地業務委託会社であるACCESS VEHICLE DISTRIBUTORS (PTY) LTDとの契約を解消したことによる損失（50百万円）を計上したためであります。

中間純利益

中間純利益は、189百万円となりました。また、1株当たり中間純利益につきましては、678円71銭となりました。

なお、当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末の現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、3,043百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は93百万円となりました。これは主に税引前中間純利益の計上（326百万円）及びたな卸資産の減少（44百万円）がありましたが、前渡金等のその他流動資産の増加（334百万円）及び法人税等の支払い（135百万円）によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は20百万円となりました。これは主に港検査部門等での有形固定資産の取得による支出（7百万円）及び投資有価証券の取得（10百万円）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は153百万円となりました。これは主に前事業年度の利益処分での配当金の支払い（38百万円）及び自己株式の取得（114百万円）によるものであります。

なお、当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績を仕入ルート別に示すと、次のとおりであります。

仕入ルート		台数(台)	仕入高(千円)	金額構成比(%)	前年同期比(%)
商品仕入	オートオークション テレビオークション	4,509	890,139	70.1	
	大手自動車販売店	640	36,994	2.9	
	中古車販売会社等	819	227,592	17.9	
	小計	5,968	1,154,726	90.9	
	陸送業者		51,358	4.0	
	自動車修理業者等		64,910	5.1	
合計		5,968	1,270,995	100.0	

(注) 1 金額は、実際仕入額によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

(3) 受注実績

受注後売上計上が概ね1ヵ月以内であるため、記載を省略しております。

(4) 販売実績

(ア) 当中間会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	当中間会計期間 自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日		
	台数(台)	金額(千円)	前年同期比(%)
商品売上高	6,469	1,908,632	
受取手数料		1,039,600	
合計	6,469	2,948,232	

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 受取手数料は、主に海上輸送料のほか、輸送車両の故障等に対して当社が保証する対価として受領する保証料等でありませす。

3 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

(イ) 輸出高の総額に対する地域別の輸出の割合

販売先	当中間会計期間 自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日				前事業年度 自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日		
	台数(台)	売上高 (千円)	金額 構成比 (%)	前年 同期比 (%)	台数 (台)	売上高 (千円)	金額 構成比 (%)
アフリカ	3,284	1,584,738	54.6		6,249	3,057,885	57.5
中南米	1,658	662,102	22.8		3,071	1,195,689	22.5
オセアニア	804	471,647	16.3		1,733	845,040	15.9
アジア	66	34,948	1.2		98	46,025	0.8
ヨーロッパ	515	148,592	5.1		460	174,273	3.3
輸出高計	6,327	2,902,030	100.0		11,611	5,318,914	100.0

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 国内への売上高(当中間会計期間142台、46,202千円、前事業年度192台、57,392千円)は再オークションによる出品や中古車販売会社への売却であります。

3 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当社の主要販売地域であるアフリカにおける事業戦略の変更に伴い、ACCESS VEHICLE DISTRIBUTORS (PTY) LTDとの契約内容に関して協議を重ねてまいりましたが、契約の解消との結論に至り、平成17年10月31日付で解消することとなりました。

相手方	ACCESS VEHICLE DISTRIBUTORS (PTY) LTD
契約書名	業務委託に関する契約(Management Agreement)
契約締結日	平成15年5月28日
主な契約内容	当社の輸出中古自動車をアフリカの特定の地域へ販売するため、当社の商品の販売、顧客への車両の輸送及び車両在庫管理等をACCESS VEHICLE DISTRIBUTORS (PTY) LTD が行うことに関する契約

なお、本契約の解消に係る特別損失50百万円の発生により、税引前中間純利益が同額影響を受けております。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中または実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。また、当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	1,000,000
計	1,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月22日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	280,000	280,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
計	280,000	280,000		

(注)提出日現在の発行数には、平成17年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

株主総会の特別決議日(平成15年10月16日)		
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,250 (注) 6	1,750 (注) 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	2,250 (注) 1、6、7	1,750 (注) 1、6、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000 (注) 2、7	同左
新株予約権の行使期間	平成17年11月21日から 平成20年11月20日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額(円)	発行価格 10,000 (注) 7 資本組入額 5,000 (注) 7	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または、自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

- 3 新株予約権の発行価額は無償とする。
- 4 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
- ア 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- イ 新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社の取締役もしくは従業員からの地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。
- 5 新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項
- ア 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- イ 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ウ 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
- 6 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議日後、退職等の理由により減少しております。
- 7 平成17年2月14日開催の取締役会決議に基づき、平成17年5月20日付をもって普通株式1株を5株に分割したことにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、発行価格および資本組入額はそれぞれ調整されております。

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)		
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	3,000	500 (注) 6
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	3,000 (注) 1	500 (注) 1、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	69,229 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成19年8月1日から 平成22年7月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行 する場合の株式の発行価格及び資本 組入額(円)	発行価格 69,229 資本組入額 34,615	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、新株予約権の目的となる株式の数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日以降、当社が他社と合併または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整されるものとする。

3 新株予約権の発行価額は無償とする。

4 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

ア 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

イ 新株予約権者が死亡または「新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項のイ」の条件を満たさない状態となり、権利を行使できなくなった場合には、当該新株予約権は無償で消却することができる。

5 新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項

ア 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

イ 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。

ウ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

エ 新株予約権の質入その他の処分は認めない。

オ 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、新株予約権全部は行使できないものとする。

(1) 新株予約権者が、商法第254条ノ2に定める取締役の欠格事由に該当することとなった場合。

(2) 新株予約権者が、当社所定の書面により、新株予約権の全部の返還または新株予約権に関し、当社と締結する新株予約権割当契約の解除を申し出た場合。

(3) 新株予約権者が、契約書の規定に重大な違反をした場合

(4) 新株予約権者が法令または当社の社内諸規則等に違反した場合

カ 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

6 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、定時株主総会決議日後、退職等の理由により減少しておりません。

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)		
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,500	

		同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,500 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	69,229 (注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成22年7月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 69,229 資本組入額 34,615	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 5	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	同左

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、新株予約権の目的となる株式の数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、新株予約権の目的となる株式の数は適切に調整されるものとする。

2 新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、新株予約権発行日以降、当社が他社と合併または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、払込金額は適切に調整されるものとする。

- 3 新株予約権の発行価額は無償とする。
- 4 会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件
当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
- 5 新株予約権の行使の条件および譲渡に関する事項
 - ア 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
 - イ 新株予約権の質入その他の処分は認めない。
 - ウ 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、新株予約権全部は行使できないものとする。
 - (1) 合併等により新株予約権者が存在しなくなった場合。
 - (2) 新株予約権者が、当社所定の書面により、新株予約権の全部の返還または新株予約権に関し、当社と締結する新株予約権割当契約の解除を申し出た場合。
 - (3) 新株予約権者が新株予約権割当契約書の規定に重大な違反をした場合。
 - (4) 新株予約権者が法令等に違反した場合。
 - エ 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年5月20日	224,000	280,000		1,341,500		1,167,300

(注) 平成17年5月20日に、平成17年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、所有株式数を1株につき5株の割合をもって分割しております。

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する 所有株式数の割合 (%)
V Tホールディングス株式会社	愛知県東海市加木屋町陀々法師14 番地の40	189,750	67.76
株式会社アーキッシュギャラリー	愛知県名古屋市中区錦3丁目10 32	14,635	5.22
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5 1	10,206	3.64
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町2丁目2 2	3,729	1.33
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券 投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12 号晴海アイランドトリトンスクウ ェアオフィスタワーZ棟	2,963	1.05
三木谷晴子	東京都渋谷区神山町19 1 306	1,225	0.43
森元日出男	埼玉県春日部市大字牛島1460 7	1,209	0.43
中島伸一	東京都板橋区中丸町45 5	473	0.16
ロンバード オーディエ ダリエ ヘンチ アンド シー (常任代理人 株式会社東京三菱銀行カス トディ事業部)	11, RUE DE LA CORRATERIE-CH- 1211 GENEVA SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2丁目7 1)	438	0.15
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4 6	405	0.14
計		225,033	80.36

(注) 1 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

野村信託銀行株式会社 3,729株

資産管理サービス信託銀行株式会社 2,963株

2 上記のほか、自己株式の所有株式数が1,772株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合0.63%)あります。

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,772		
完全議決権株式(その他)	普通株式 278,228	278,228	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株			
発行済株式総数	280,000		
総株主の議決権		278,228	

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社トラスト	愛知県名古屋市中区 錦三丁目10番32号	1,772		1,772	0.63
計		1,772		1,772	0.63

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	87,000	84,900	70,900	71,000	69,400	61,700
最低(円)	73,800	66,400	62,100	63,000	55,600	54,400

(注) 株価は、東京証券取引所市場(マザーズ)におけるものであります。

3 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当半期報告書提出日までの役員 の 異動は、次 の とおり であります。

(1) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
代表取締役社長		バーグ ステファン クロスビー	平成17年10月31日

(2) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役社長兼 管理部長	取締役 (管理部長)	高森 弘	平成17年10月31日

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当半期報告書は、最初に提出するものでありますので、前年同期との対比は行っておりません。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、当中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本監査法人と公認会計士磯部徹氏の間接監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社を有していないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1 現金及び預金		3,043,687		3,310,369	
2 売掛金		84,488		75,303	
3 たな卸資産		512,867		565,312	
4 未収消費税等	2	25,382		34,944	
5 その他		465,565		109,497	
流動資産合計		4,131,991	95.8	4,095,426	96.1
固定資産					
1 有形固定資産	1	105,641		104,994	
2 無形固定資産		6,842		8,028	
3 投資その他の資産					
(1) その他		69,826		55,866	
貸倒引当金		2,700		2,700	
投資その他の資産合計		67,126		53,166	
固定資産合計		179,609	4.2	166,190	3.9
資産合計		4,311,601	100.0	4,261,616	100.0

区分	注記 番号	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1	買掛金	84,536		101,768	
2	未払法人税等	164,854		144,060	
3	前受金	658,976		725,092	
4	賞与引当金	9,216		9,082	
5	その他	116,802		39,861	
	流動負債合計		1,034,386		1,019,864
			24.0		24.0
固定負債					
1	役員退職慰労引当金	4,493		3,574	
	固定負債合計		4,493		3,574
			0.1		0.1
	負債合計		1,038,879		1,023,439
			24.1		24.1
(資本の部)					
資本金					
	資本金		1,341,500		1,341,500
			31.1		31.4
資本剰余金					
1	資本準備金	1,167,300		1,167,300	
	資本剰余金合計		1,167,300		1,167,300
			27.1		27.4
利益剰余金					
1	利益準備金	2,500		2,500	
2	任意積立金	200,000		200,000	
3	中間(当期)未処分利益	676,261		526,856	
	利益剰余金合計		878,761		729,356
			20.4		17.1
	その他有価証券評価差額金		88		20
			0.0		0.0
自己株式					
	自己株式		114,751		
			2.7		
	資本合計		3,272,721		3,238,177
			75.9		75.9
	負債及び資本合計		4,311,601		4,261,616
			100.0		100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)			
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)		
売上高			2,948,232	100.0	5,376,306	100.0	
売上原価			2,152,923	73.0	4,125,643	76.7	
売上総利益			795,309	27.0	1,250,663	23.3	
販売費及び一般管理費			426,158	14.5	656,141	12.2	
営業利益			369,151	12.5	594,521	11.1	
営業外収益	1		21,393	0.7	39,736	0.7	
営業外費用	2		12,411	0.4	33,477	0.6	
経常利益			378,133	12.8	600,780	11.2	
特別利益	3				6,630	0.1	
特別損失	4		51,274	1.7	19,090	0.4	
税引前中間(当期)純利益			326,858	11.1	588,319	10.9	
法人税、住民税及び事業税		159,945			241,465		
法人税等調整額		22,706	137,239	4.7	3,712	245,178	4.6
中間(当期)純利益			189,619	6.4	343,140	6.3	
前期繰越利益			486,641		198,715		
中間配当額					15,000		
中間(当期)未処分利益			676,261		526,856		

【中間キャッシュ・フロー計算書】

		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間(当期)純利益		326,858	588,319
減価償却費		9,018	20,725
貸倒引当金の減少額			3,430
賞与引当金の増加額		134	1,947
受取利息及び受取配当金		1,261	9,535
為替差損益		1,158	813
役員退職慰労引当金の増加額		918	187
売上債権の増加額		9,185	45,514
たな卸資産の減少額(増加額)		44,233	27,388
その他流動資産の増加額		334,565	2,730
仕入債務の増加額(減少額)		17,232	22,166
未収消費税等の減少額(増加額)		9,612	979
その他流動負債の増加額		7,119	145,539
役員賞与の支払額		1,015	1,015
その他		8,302	5,266
小計		41,778	692,746
利息及び配当金の受取額		518	9,518
法人税等の支払額		135,585	276,216
営業活動によるキャッシュ・フロー		93,287	426,048
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		7,878	13,952
無形固定資産の取得による支出		105	1,181
投資有価証券の取得による支出		10,010	40,810
貸付けによる支出			5,600,000
貸付金の回収による収入		164	5,616,331
その他		3,036	199
投資活動によるキャッシュ・フロー		20,866	39,812

		当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度の キャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー			
株式の発行による収入			2,006,675
配当金の支払額		38,934	30,000
自己株式の取得による支出		114,751	
財務活動によるキャッシュ・フロー		153,686	1,976,675
現金及び現金同等物に係る換算差額		1,158	813
現金及び現金同等物の増加額 (減少額)		266,681	2,363,725
現金及び現金同等物の期首残高		3,310,369	946,644
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		3,043,687	3,310,369

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法 なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(証券取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。</p> <p>(2) たな卸資産 商品 個別法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 商品 同左 貯蔵品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 なお、耐用年数及び残存価格については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3 繰延資産の処理方法		<p>(1) 新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>
項目	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算</p>

	換算し、換算差額は損益として処理しております。	し、換算差額は損益として処理しております。
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。</p>
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。	同左
7 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。	同左
8 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税及び地方消費税の会計処理 税抜方式によっております。	(1) 消費税及び地方消費税の会計処理 同左

会計処理の変更

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が平成17年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び同適用指針を適用しております。なお、これによる損益に与える影響はありません。	

追加情報

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	「地方税等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に8,567千円計上しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 52,539千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 46,521千円
2 消費税等の表示方法 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 未収消費税等として表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 営業外収益の主要項目 受取利息 1,257千円 為替差益 1,183千円 前受金整理収入 13,240千円	1 営業外収益の主要項目 受取利息 9,532千円 為替差益 788千円 前受金整理収入 14,673千円
2 営業外費用の主要項目 商品評価損 3,905千円	2 営業外費用の主要項目 株式公開費用 20,645千円 商品評価損 761千円 新株発行費 9,234千円
4 特別損失の主な内訳 契約解約金 50,666千円	3 特別利益の主な内訳 貸倒引当金戻入益 3,430千円 4 特別損失の主な内訳 役員退職金 19,020千円
5 減価償却実施額 有形固定資産 7,726千円 無形固定資産 1,291千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 18,164千円 無形固定資産 2,561千円

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表 に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 3,043,687千円	現金及び預金勘定 3,310,369千円
現金及び現金同等物 3,043,687千円	現金及び現金同等物 3,310,369千円

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
リース取引は重要性が乏しいため、中間財務諸表等規則第5条の3の規定により記載を省略しております。	リース取引は重要性が乏しいため、財務諸表等規則第8条の6第6項の規定により記載を省略しております。

(有価証券関係)

(当中間会計期間)(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	270	676	406
(2) 債券			
社債	50,615	50,071	544
(3) その他	10,010	10,000	10
合計	60,895	60,747	148

2 時価評価されていない有価証券

種類	中間貸借対照表計上額(千円)
(1)その他有価証券 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	38,500
合計	38,500

(前事業年度)(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
(1) 株式	270	545	275
(2) 債券			
社債	50,615	50,375	240
合計	50,885	50,920	35

2 時価評価されていない有価証券

種類	貸借対照表計上額(千円)
(1)その他有価証券 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	38,500
合計	38,500

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

当社は関連会社がありませんので、該当事項はありません。

前事業年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

当社は関連会社がありませんので、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)								
1株当たり純資産額	11,762円73銭	57,806円47銭								
1株当たり中間(当期)純利益	678円71銭	6,535円35銭								
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	674円07銭	6,486円29銭								
	平成17年5月20日付で当社株式1株につき5株の割合を持って株式分割を行っております。当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は、以下のとおりとなります。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>11,561円29銭</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益</td> <td>1,307円07銭</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後1株当たり当期純利益</td> <td>1,297円25銭</td> </tr> </tbody> </table>		前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)		1株当たり純資産額	11,561円29銭	1株当たり当期純利益	1,307円07銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1,297円25銭
前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)										
1株当たり純資産額	11,561円29銭									
1株当たり当期純利益	1,307円07銭									
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1,297円25銭									

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
中間損益計算書(損益計算書)上の 中間(当期)純利益(千円)	189,619	343,140
普通株式に係る中間(当期) 純利益(千円)	189,619	342,125
普通株主に帰属しない金額の主要 な内訳(千円)		
利益処分による役員賞与金		1,015
普通株主に帰属しない金額 (千円)		1,015
潜在株式調整後1株当たり中間 (当期)純利益の算定に用いられた 普通株式増加数の主要な内訳 (株)		
新株予約権	1,920	396
普通株式増加数(株)	1,920	396
普通株式の期中平均株式数(株)	279,382	52,350
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成17年6月24日 (新株予約権7,500個) これらの詳細については、第4提出 会社の状況1株式等の状況(2)新株 予約権等の状況に記載のとおりで あります。</p>	

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

1 平成17年2月14日開催の取締役会において、株式の分割を決議しており、その概要は以下のとおりであります。

- (1) 目的
投資者により投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上、株主数の増加等をはかることを目的とする。
- (2) 株式分割の割合
平成17年3月31日（木曜日）最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式を、1株につき、5株の割合をもって分割する。
- (3) 株式分割の時期
平成17年5月20日（金曜日）付をもって分割する。
- (4) 株式分割により増加する株式数
普通株式 224,000株
- (5) 株式分割の効力発生日
平成17年5月20日
- (6) 配当起算日
平成17年4月1日

当期首に当該株式分割が行われたと仮定した場合における（1株当たり情報）の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	11,561円29銭
1株当たり当期純利益	1,307円07銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	1,297円25銭

前期首に当該株式分割及び平成15年4月15日付の株式分割が行われたと仮定した場合における（1株当たり情報）の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。

1株当たり純資産額	3,664円96銭
1株当たり当期純利益	1,135円97銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場・非登録であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
	<p>2 平成17年 6月24日開催の定時株主総会において、当社の取締役、執行役員及び従業員に対して、無償で新株予約権を発行することが承認されました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 株主以外のものに対して特に有利な条件で新株予約権を発行する理由 当社の取締役、執行役員及び従業員の業績向上へのインセンティブを高めることを狙いとして、ストックオプションの目的で当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、新株予約権を無償で発行するものであります。</p> <p>(2) 新株予約権発行の要領</p> <p>ア. 新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役、執行役員及び従業員</p> <p>イ. 新株予約権の目的たる株式の種類および数 当社普通株式3,000株を総株数の上限とする。 なお、下記 ウ により付与株式数（以下に定義する。）が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>ウ. 発行する新株予約権の総数 3,000個を上限とする。</p> <p>なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。ただし、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p> <p>エ. 各新株予約権の発行価額 無償とする。</p> <p>オ. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、新株予約権の発行日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）に付与株式数を乗じた金額とする。ただし、当該行使価額が発行日の前営業日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、新株予約権発行日以降、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。</p>

<p>当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
	<p style="text-align: center;"> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ </p> <p>上記のほか、新株予約権発行日以降、当社が他社と合併または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>力. 新株予約権の権利行使期間 平成19年 8月 1日から平成22年 7月30日までとする。</p> <p>キ. 新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとする。 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、執行役員、監査役または従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会決議において正当な理由があると認められた場合にはこの限りではない。 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議において定める。</p> <p>ク. 新株予約権の消却事由および条件 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、新株予約権は無償で消却することができる。 新株予約権者が死亡または キ. の条件を満たさない状態となり、権利を行使できなくなった場合には、当該新株予約権は無償で消却することができる。</p> <p>ケ. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。</p>

<p>当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
	<p>3 平成17年6月24日開催の定時株主総会において、第三者に対して、無償で新株予約権を発行することが承認されました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 株主以外のものに対して特に有利な条件で新株予約権を発行する理由</p> <p>当社は海外の顧客に対して中古車の輸出販売をしておりますが、今後の事業拡大のために、販売輸出国の拡大、中古車の付加価値を高めることを経営上の重要課題と認識しております。その方策として、海外における販売拠点の設置及び運営を積極的に行うために、現在販売先地域の協力者と連携して事業運営を行っております。今後の海外事業を拡大・加速するためには、当社にとりましてその実績ある協力者の重要性が一段と高まり、その協力者に対し、今回の第三者割当による新株予約権の発行を行うものであります。</p> <p>(2) 新株予約権発行の要領</p> <p>ア. 新株予約権の割当を受ける者 Overseas Business Development Fund (海外事業投資組合)</p> <p>イ. 新株予約権の目的たる株式の種類および数 当社普通株式4,500株を総株数の上限とする。なお、下記ウにより付与株式数(以下に定義する。)が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。</p> <p>ウ. 発行する新株予約権の総数 4,500個を上限とする。 なお、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。ただし、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、付与株式数は当該株式の分割または併合の比率に応じて比例的に調整されるものとし、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。また、当社が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲内で、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p> <p>エ. 各新株予約権の発行価額 無償とする。</p>

<p style="text-align: center;">当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
	<p>オ. 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取 引が成立しない日を除く。）における株式会社東京 証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 の平均値に1.05を乗じた金額とする。ただし、当該 行使価額が新株予約権発行日の前営業日の終値（取 引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値） を下回る場合は、当該終値をもって行使価額とす る。なお、新株予約権発行日以降、当社普通株式の 分割または併合が行われる場合には、次の算式によ り行使価額を調整し、調整により生ずる 1円未満の 端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>上記のほか、新株予約権発行日以降、当社が他社と 合併または会社分割を行う場合、資本減少を行う場 合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を 必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行 使価額は適切に調整されるものとする。</p> <p>カ. 新株予約権の権利行使期間 平成17年 8月 1日から平成22年 7月30日までとす る。</p> <p>キ. 新株予約権の行使の条件 各新株予約権の一部行使はできないものとし る。 その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の 取締役会決議において定める。</p> <p>ク. 新株予約権の消却事由および条件 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社 株主総会で承認された場合、または当社が完全子会 社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移 転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、 新株予約権は無償で消却することができる。</p> <p>ケ. 新株予約権の譲渡制限 新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要す る。</p>

(2) 【その他】

第18期（平成17年 4月 1日から平成18年 3月31日）中間配当については、平成17年11月14日開催の取締役会において、平成17年 9月30日の最終株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

中間配当の総額	27,822千円
1株当たり中間配当金	100円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成17年12月12日

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第17期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成17年6月24日 東海財務局長に提出
(2) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づくもの (ストックオプションとしての新株予約権の発行)		平成17年7月15日 東海財務局長に提出
(3) 有価証券届出書 及びその添付書類	証券取引法第24条の5第4項及び企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づくもの(代表取締役の異動)		平成17年11月1日 東海財務局長に提出
(4) 有価証券届出書 の訂正届出書	第三者割当ての方法による募集 (新株予約権の発行)		平成17年7月15日 東海財務局長に提出
(5) 有価証券届出書 の訂正届出書	上記(3)に係る訂正届出書		平成17年7月20日 東海財務局長に提出
(6) 自己株券買付 状況報告書	報告期間	自 平成17年6月29日 至 平成17年6月30日	平成17年7月22日 東海財務局長に提出
	報告期間	自 平成17年7月1日 至 平成17年7月31日	平成17年7月15日 東海財務局長に提出
	報告期間	自 平成17年8月1日 至 平成17年8月31日	平成17年8月2日 東海財務局長に提出
	報告期間	自 平成17年9月1日 至 平成17年9月30日	平成17年9月5日 東海財務局長に提出
	報告期間	自 平成17年10月1日 至 平成17年10月31日	平成17年10月3日 東海財務局長に提出
	報告期間	自 平成17年11月1日 至 平成17年11月30日	平成17年11月2日 東海財務局長に提出
	報告期間	自 平成17年11月1日 至 平成17年11月30日	平成17年12月5日 東海財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

株式会社トラスト
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 秦 博文

指定社員
業務執行社員 公認会計士 杉原弘恭

公認会計士 磯部徹事務所

公認会計士 磯部 徹

当監査法人及び私は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に揚げられている株式会社トラストの平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人及び私の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人及び私は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人及び私に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続きを中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人及び私は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人及び私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トラストの平成17年9月30日現在の財政状態並び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員及び私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。